

介護インフォメーション'25 Vol. 8

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和7年11月20日発行

I 指定介護保険事業所の指定有効期間満了のお知らせについて

令和8年1月、2月及び3月に有効期間満了日を迎える事業所について、法人あてに令和7年10月10日付で通知を送付しています。

通常、指定有効期間満了日の1か月前までに指定更新申請書類を提出するよう依頼しているところですが、令和8年1月、2月及び3月は、更新を迎える事業所が多数となることから、更新申請時期を早め、保健福祉事務所毎に受付をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

つきましては、以下の期限までに、「電子申請届出システム」で申請してください。

○指定有効期間満了日が令和8年1月15日の事業所：令和7年12月15日（月）

○指定有効期間満了日が令和8年1月31日以降の事業所：令和7年12月26日（金）

なお、システム環境が整わない場合は指定（許可）更新申請書等を保健福祉事務所福祉課へ2部ご提出ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】令和7年度介護保険事業者等集団指導について

令和7年9月19日発行の「介護インフォメーション'25 Vol. 6」でご案内したとおり、今年度の集団指導は、集合形式（長野会場又は松本会場）での開催に加え、ホームページへの資料掲載及び説明動画の限定公開により実施いたします。

集合形式につきましては、10月に予定どおり開催いたしました。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。集合形式の研修にご参加いただいた事業所で、まだ受講報告がお済みでない場合は、下記URLより速やかにご提出くださいようお願いいたします。

説明動画につきましては、当初10月中の公開を予定しておりましたが、都合により遅れが生じております。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。現在、11月中旬の公開を目指して準備を進めております。公開次第、メールにてご案内いたしますので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、集合研修（松本会場又は長野会場）にご参加いただいた事業所につきましては、動画の視聴は可能ですが、改めて受講報告をご提出いただく必要はございません。

●受講報告 URL（ながの電子申請サービス（長野県））

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63009

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 令和8年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格や上限価格を設けることとされております。

この度、令和8年4月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いします。

掲載先 URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 令和7年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について

外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を実施します。

1 補助対象経費

介護業務に使用できる多言語翻訳機

なお、多言語翻訳機専用アクセサリ等附属品、電子辞書、スマートフォンやタブレット本体、翻訳用アプリ、モバイルWi-Fiルーターのみの機能を持つもの、月額使用料、クレジットカード等のポイント払い、本体保証費は補助対象外とする。

2 補助上限額

(1) 1施設・事業所あたり3台まで ※申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材の数を上限とする

(2) 補助額は補助基準額（1台あたり30,000円）と実際に支出する予定額のうち、少ない方の額に補助率3/4を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

3 募集期間

令和7年11月4日（火）から令和8年2月10日（火）まで

その他詳細は長野県公式ホームページをご確認ください。

掲載先URL（長野県公式ホームページ）

「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」
→「長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

V 令和7年度長野県介護生産性向上推進総合事業 伴走支援事例発表会の開催について

長野県では、介護現場における生産性向上の取組として、ワンストップ窓口である生産性向上総合相談センターの設置、介護ロボットやICTの導入に係る経費の補助等を実施しているところですが、この度、介護・障がい福祉事業所における生産性向上のための伴走支援に申し込みいただいた長野県内の介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の事例発表会を開催します。

他事業所の取組について知る非常に貴重な機会となっておりますので、ぜひご参加ください。

〈開催概要〉

日時：令和7年12月17日（水） 10:30～15:30

場所：Web配信にて開催

申し込み方法：右の二次元コードより必要事項を記入のうえ12月9日（火）までにお申し込みください。



【問合せ先】長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター 電話：026-232-0898

VI 市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」～“わたし“を大切にする認知症ケア～in長野

1 日時：令和7年12月6日（土）14時00分～16時20分（受付開始：13時30分～）

2 場所：ホテルJALシティ長野 浅間の間（長野県長野市問御所町1221）

3 内容：講演I「新しい認知症観～認知症の私が伝えたいこと～」 講師：下坂厚氏（京都府認知症応援大使・写真家）

講演II「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」

講師：那須野勇一氏（認知症介護研究・研修東京センター客員研究員/主任介護支援専門員）

鼎談「認知症とともに生きる時代へ～“わたし“を大切にする認知症ケア～」

下坂厚氏・那須野勇一氏・柴口里則（日本介護支援専門員協会会長）

4 定員：100名・どなたでも参加いただけます。（定員になり次第、締め切らせていただきます）

5 参加費：無料

6 申込み：参加申込専用フォーム（Googleフォーム）からお申込みください→<https://forms.gle/Nyoxa4KH8BTqzQvZA>

締切り：令和7年12月3日（水）正午

※本フォーラムは、全国生活協同組合連合会の社会福祉活動等助成事業助成金の補助を受けて実施いたします。

【問合せ先】一般社団法人日本介護支援専門員協会事務局 電話：03-3518-0777 メール：jigyouka@jcma.or.jp

掲載先HP：【市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」～“わたし“を大切にする認知症ケア～】

VII 介護職員等処遇改善加算取得促進事業に係る個別相談支援の実施について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで専門家による個別相談を無料で実施しています。
ぜひご相談ください。

【問合せ先】(公財)介護労働安定センター長野支部内 電話: 026-232-0898 (直通)

FAX: 026-232-0906 電子メール: info@kaigo-center.or.jp

VIII 「介護事業所の経営相談」などに専門家を派遣します！

(社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業 (長野県委託事業))

長野県社会福祉協議会では、介護事業所の経営・運営の課題に関して、社会福祉事業経営者や施設経営者の様々な相談に応えるアドバイザーを派遣しています。

弁護士や社会保険労務士、税理士などの専門家からの的確なアドバイスが得られます。1法人につき5回(4月から翌年3月)まで利用することが出来ますので、ご活用ください。

1 相談内容とアドバイザー(相談時間は2時間／1回)

相談内容	アドバイザー
運営管理	経営実践者、社会保険労務士
会計・税務	税理士
労務管理・人材定着	社会保険労務士、経営実践者
法務	弁護士
介護職場の業務診断	認定介護福祉士
職場における心の健康づくり	産業カウンセラー
キャリアパス構築・人材育成	社会保険労務士、中小企業診断士等
B C P (事業継続計画)策定	B C P 策定経験者等
外国人介護人材確保	元介護福祉士養成施設運営者



社会福祉施設アドバイザー
相談・派遣申込みフォーム

2 アドバイザー派遣経費 無料

3 申し込み方法 下記URLもしくは右記二次元コードから申し込んでください。
<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>

4 その他 この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決に助言するものです。

アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話: 026-226-7330 電子メール: jinzai@nsyakyo.or.jp

IX 「信州ふくにん」(信州福祉事業所認証・評価制度)のご案内

福祉の職場における人材育成や職場環境の整備に取り組み、一定の基準を満たす事業者を長野県が認証する「信州福祉事業所認証評価制度」(信州ふくにん)を実施しています。

1 認証までの流れ



2 認証取得のための評価項目

人材育成に関するこ
<ul style="list-style-type: none">・人材育成理念の策定・キャリアパスの構築・キャリアパスの周知・年間研修計画の策定・OJTの計画的・体系的実施・職場内外OFF-JTの実施・資格取得等への支援の実施・新規採用者への計画的教育の実施・個人の研修履歴の把握・個別面談の実施・人材育成を目的とした評価の実施

職場環境整備に関するこ
<ul style="list-style-type: none">・職位等に応じた給与体系・計画的な採用の実施・休暇取得・労働時間縮減等の取組・育児・介護を両立できる仕組みの整備・職員の意見を反映させた職場環境整備・健康管理に関する取組・利用者・家族からの要望に関する取組

ふくにん認証取得に向けて、アドバイザーによる相談・派遣も可能です。
～社会福祉施設アドバイザー相談・派遣事業～

<https://fukushi-nagano.jp/office/adviser.html>

※認証取得以外にも事業所運営等に関する幅広いテーマで専門の
アドバイザーを派遣することもできますので、お気軽にご相談
ください。

3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会（長野県委託事業）での参加を優遇します。
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣事業の年間利用回数が増えます。
- その他、認証取得法人のPR活動への協力等を行います。

4 制度の詳細のご案内

制度の詳細・申請方法等は、以下のURLからご覧ください。

<https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

【申込み・問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

社会福祉施設アドバイ
ザー相談・派遣申込み



信州ふくにん
ホームページ



X 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載 URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025 年 12 月 1 日～2025 年 12 月 31 日	2025 年 10 月 11 日～2025 年 11 月 10 日
2026 年 1 月 1 日～2026 年 1 月 31 日	2025 年 11 月 11 日～2025 年 12 月 10 日
2026 年 2 月 1 日～2026 年 2 月 28 日	2025 年 12 月 11 日～2026 年 1 月 10 日

※令和 7 年（2025 年）11 月又は 12 月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様に知っていていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためにには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp